



平成20年7月11日

各 位

会 社 名 昭和ゴム株式会社
代表者名 取締役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石
(TEL . 04 - 7131 - 0181)

(株)プロファイルキャリアに対する第3回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、平成20年7月11日開催の取締役会において、当社発行の第3回新株予約権（以下、「本件新株予約権」といいます。）の残部の取得及び消却について、下記のとおり決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 契約解除による取得

(1) 契約解除の理由

当社は、平成19年4月13日開催の取締役会において、株式会社プロファイルキャリア（現商号「株式会社エムビーワイ」。以下、「本新株予約権者」といいます。）に対して、本件新株予約権を発行する旨を決議し、同社との間で昭和ゴム株式会社第3回新株予約権（第三者割当）買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結致しました。当社は、上記取締役会決議及び本買取契約に基づいて、本新株予約権者に対して本件新株予約権2,500個を割り当て、同社は、平成19年6月22日、本件新株予約権の一部を行使し、当社株式350万株を取得しました。

しかし、その後、本新株予約権者は、同株式にかかる株券を所持していない旨を当社に対して通知してきたことから、当社は株券不所持となった経緯及び同株式譲渡の事実の有無について問い合わせを致しましたが、本新株予約権者からは何ら合理的説明を得られませんでした。当社は、本新株予約権者が上記株式を第三者に譲渡したと判断し、これは本買取契約に定める譲渡禁止特約に違反するものであることから、本買取契約を解除することを本日決議し、本日付けで本新株予約権者に対して上記解除の事実を通知致しました。当社は、本件新株予約権の行使による調達資金で、光ファイバー関連事業を推進する予定でありましたので、光ファイバー関連事業が中止された場合は、本件新株予約権の取得・消却を予定しておりました。しかしながら、本買取契約の重大な違反が明確になりましたので、改めて契約解除を理由として本件新株予約権を取得・消却することといたしました。

(2) 取得する新株予約権

当社が取得する本件新株予約権の残部（未行使総数）は次のとおりです。

第3回新株予約権 付与個数2,500個 行使総数350個 未行使総数2,150個

(3) 取得日

平成20年7月11日

(4) 取得価額

本買取契約の解除に基づき当社が本新株予約権者に対して負う原状回復義務は、当社が本新株予約権者に対して有する債務不履行に基づく損害賠償請求権と全額相殺致します。

2. 取得条項に基づく取得

(1) 取得の理由

当社は、上記1のとおり、本買取契約の解除に基づいて本件新株予約権の残部を取得するものでありますが、予備的に本件新株予約権の発行要領に定める取得条項に従い、本件新株予約権の残部を取得することを本日決議したものであります。

(2) 取得する新株予約権

第3回新株予約権 付与個数2,500個 行使総数350個 未行使総数2,150個

(3) 取得日

平成20年7月27日

(4) 取得価額

取得金額は本件新株予約権の残部の払込金額である2,150万円ですが、当社が本新株予約権者に対して有する損害賠償請求権と全額相殺致します。

3. 新株予約権の消却

(1) 消却の理由

本件新株予約権の残部は、上記1及び2に基づく取得により当初の目的を喪失し、かつ、当社が保有する特段の理由も存在しないことから、本件新株予約権の残部を消却することを本日決議したものであります。

(2) 消却日

平成20年7月27日

(3) 消却後に残存する本件新株予約権

0個

以上